

0. 補助事業の制度に関する事項

Q1	自治体から通知に、補助金の制度があると記載があったのですが、補助金をもらえますか。	
A1		<p>事業名は、『中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業』です。本事業(PCB 事業)の補助金は、以下の事業となり、当協会に申請し、審査を経て各種手続き後に補助金が支給される制度です。</p> <p>① 調査事業 昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物に付属する PCB 含有の可能性ある照明器具の有無を調査する事業です。屋外であっても、建物に付属している照明は補助対象です。</p> <p>② 交換事業 現在使用中の PCB 使用照明器具を LED 照明器具に交換する事業です。</p> <p>③ 調査交換事業 上記①調査②交換を一体的に行う事業です。</p>
Q2	自治体から通知があったため、急ぎ調査または交換を実施しましたが、申請は可能ですか。	
A2		調査・交換とも完了しているものは、申請できません。事前申請が必要です。
Q3	栃木県でなくても申請が可能ですか。	
A3		<p>当協会は、環境省の補助金制度の窓口になっているため、全国が対象です。 ただし、令和 3 年度は、北海道・東京事業エリアとなります。詳しくは、以下のサイトをご確認ください。 環境省_ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト～期限内の安全な処理に向けて～ (env.go.jp) URL : http://pcb-soukishori.env.go.jp/</p>
Q4	PCB 照明器具の安定器を処分する費用も補助されるのですか。	
A4		<p>処分のための保管費用、輸送費用、処分費用は対象外です。 処分費に関する軽減制度(補助金)は、JESCO にお問い合わせください。</p>
Q5	申請手続きを教えてください。	
A5		該当する Q & A をご確認ください。また、協会ホームページの『応募方法』をご確認ください。